

第7回澁川地区市町村任意合併協議会

日 時 平成16年4月28日(水) 午後2時～
場 所 澁川市民会館 小ホール

澁川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橘村

第7回渋川地区市町村任意合併協議会

日 時 平成16年4月28日(水) 午後2時～
場 所 渋川市民会館 小ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
 - 報告第16号 渋川地区市町村任意合併協議会委員等の変更について・・・1
 - 報告第17号 平成16年度例規調製業務委託契約の締結について・・・3
 - 報告第18号 平成16年度新市建設計画策定業務委託契約の締結について・・・5
 - 報告第19号 農業委員会の委員の定数等に関する小委員会報告・・・7
 - 報告第20号 新市建設計画《新市将来構想》(案)報告・・・13
- 4 協議事項
 - 議案第38号 協議項目2-1「国民健康保険事業の取扱いに関する事」・・・15
 - 議案第39号 協議項目24-9「ごみ処理事業の取扱い」・・・17
 - 議案第40号 協議項目24-10「交通関係事業の取扱い」・・・19
 - 議案第41号 協議項目24-11「環境対策事業の取扱い」・・・21
 - 議案第42号 協議項目24-12「各種福祉制度の取扱い」・・・23
 - 議案第43号 協議項目24-13「保育料の取扱い」・・・25
 - 議案第44号 協議項目24-16「建設関係事業の取扱い」・・・27
 - 議案第45号 協議項目24-17「都市計画の取扱い」・・・29
- 5 その他
 - (1)次回会議の協議項目について・・・31
 - (2)次回会議日程について・・・33
- 6 閉 会

報告第16号

渋川地区市町村任意合併協議会委員等の変更について

このことについて、次のとおり報告する。

平成16年4月28日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮 治一

委員区分等	変更前氏名	変更後氏名	職(選出市町村名)
4号委員	永井 俊嗣	池田 洋一	赤城村
	萩原 吉久	井野 信一郎	北橋村
参与	高橋 祐司	登坂 建一	渋川行政事務所長

(平成16年4月1日付)

報告第17号

平成16年度例規調製業務委託契約の締結について

このことについて、次のとおり報告する。

平成16年4月28日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮 治一

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 合併構成市町村例規の把握と新市例規原案の調製 |
| 2 契約の方法 | 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） |
| 3 契約の日 | 平成16年4月1日 |
| 4 契約金額 | 金2,100,000円
（内消費税及び地方消費税 金100,000円を含む） |
| 5 契約の相手方 | 住 所 東京都杉並区荻窪4丁目30番16号
氏 名 株式会社ぎょうせい
代表取締役社長 伊 藤 陽 司 |

報告第18号

平成16年度新市建設計画策定業務委託契約の締結について

このことについて、次のとおり報告する。

平成16年4月28日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮 治一

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 新市建設計画の策定 |
| 2 契約の方法 | 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) |
| 3 契約の日 | 平成16年4月1日 |
| 4 契約金額 | 金 3,885,000円
(内消費税及び地方消費税 金185,000円を含む) |
| 5 契約の相手方 | 住所 東京都千代田区平河町1-2-10
氏名 ランドブレイン株式会社
代表取締役 吉武 祐一 |

報告第19号

農業委員会の委員の定数等に関する小委員会報告

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成16年4月28日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮 治一

澁川地区市町村任意合併協議会

第1回農業委員会の委員の定数等に関する小委員会概要報告書

日 時 平成16年3月30日(火)午後4時35分から
場 所 澁川市民会館 第1会議室
出席委員 19名

1 議 事

(1)委員長及び副委員長の選任について

職 名	氏 名	所属市町村
委 員 長	小 林 雅 夫	澁 川 市
副 委 員 長	兵 藤 吉 弘	赤 城 村

2 その他

(1)次回会議日程について

日 時 平成16年4月14日(水)午前10時から
場 所 澁川市役所 大会議室

農業委員会の委員の定数等に関する小委員会委員名簿

(平成16年4月1日現在)

職 名	氏 名	所属市町村名
規約第8条第1項 第3号委員	小林 雅 夫	渋川市
	高橋 寿 男	伊香保町
	平方 由 衛	小野上村
	山下 重 夫	子持村
	狩野 富 雄	赤城村
	狩野 義 雄	北橘村
" 第4号委員	町田 久	渋川市
	飯野 照 男	渋川市
	山口 源一郎	伊香保町
	千明 三右衛門	伊香保町
	村上 嶋 男	小野上村
	小野 こと	小野上村
	飯塚 重 雄	子持村
	小澤 一 二	子持村
	木暮 政 光	赤城村
	兵藤 吉 弘	赤城村
	井野 信一郎	北橘村
	小泉 隆 雄	北橘村
" 第5号委員	小野 宇三郎	共通学識経験者

報告第20号

新市建設計画《新市将来構想》(案)報告

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成16年4月28日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮 治一

協議項目 2 1 「国民健康保険事業の取扱いに関すること」

協議項目 2 1 「国民健康保険事業の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 16 年 4 月 28 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

「国民健康保険事業の取扱いに関すること」

1 国民健康保険税

- (1) 国民健康保険税の税率については、不均一課税とし、3 年以内に統一する。
- (2) 課税限度額、賦課期日、算定基礎、軽減基準額については、6 市町村に相違がないため、現行のとおりとする。
- (3) 納期については、合併時に統一する。

2 給付事業

- (1) 出産育児一時金については、渋川市の例による。
- (2) 葬祭費は、6 市町村に相違がないため、現行のとおりとする。
- (3) 高額療養費貸付制度については、渋川市、小野上村、子持村、赤城村及び北橘村の例により、出産費等資金貸付制度については、渋川市の例による。
また、新市においては、いずれも統合後の社会福祉協議会に事務委託する。

3 保健事業

- (1) 国保直営診療所運営事業費については、当分の間存続するものとし、合併後において、統廃合等の検討を行う。
- (2) 24 時間電話健康相談については、渋川市及び伊香保町の例により、継続して実施する。
- (3) 国保人間ドック検診費助成については、渋川市の例による。ただし、脳ドックについては、3 年に 1 回の助成とする。

4 福祉医療助成事業

- (1) 福祉医療助成事業については、現行のサービス水準をふまえ、合併時に調整することとする。

協議項目24-9「ごみ処理事業の取扱い」

協議項目24-9「ごみ処理事業の取扱い」について、次のとおり定める。

平成 16 年 4 月 28 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

「ごみ処理事業の取扱い」

- 1 家庭系一般廃棄物の排出、収集運搬については、現行のとおりとし、新市において調整する。
- 2 資源ごみ集団回収事業については、合併後速やかに調整し、生ごみ減量化容器等購入費補助制度については、渋川市及び北橋村の例による。
- 3 一般廃棄物の処理業の許可及び指導に関することについては、合併時に統一する。

協議項目24-10「交通関係事業の取扱い」

協議項目24-10「交通関係事業の取扱い」について、次のとおり定める。

平成16年4月28日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮 治一

「交通関係事業の取扱い」

- 1 バス運行については、合併時は現行のとおりとする。
- 2 バス利用促進対策については、合併時に統一する。

協議項目24-11「環境対策事業の取扱い」

協議項目24-11「環境対策事業の取扱い」について、次のとおり定める。

平成 1 6 年 4 月 2 8 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

「環境対策事業の取扱い」

- 1 環境基本計画については、渋川市及び赤城村の計画をふまえ、新市において策定する。
- 2 環境保全調査については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議項目24-12「各種福祉制度の取扱い」

協議項目24-12「各種福祉制度の取扱い」について、次のとおり定める。

平成 1 6 年 4 月 2 8 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

「各種福祉制度の取扱い」

- 1 各種福祉制度については、次のとおり調整する。
 - (1) 障害者計画・高齢者保健福祉計画については、渋川市の見直し時期（平成 1 7 年度）に策定する。
 - (2) 障害者福祉・高齢者福祉・児童福祉の各制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体の均衡を考慮し、新市において調整する。
ただし、介護慰労金支給事業、敬老祝金支給事業及び長寿者顕彰については、合併時に渋川市の例により統一する。
また、児童手当・児童扶養手当・特別扶養手当については、現行のとおりとする。
- 2 その他福祉事業については、次のとおり調整する。
 - (1) 生活保護に関する事務については、渋川市の例により実施する。
 - (2) 災害援助関係に係る災害援助・災害見舞金及び災害弔慰金については、渋川市の例により統一する。

協議項目24-13「保育料の取扱い」

協議項目24-13「保育料の取扱い」について、次のとおり定める。

平成 1 6 年 4 月 2 8 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

「保育料の取扱い」

- 1 保育所については、現行の保育所数のまま新市に引き継ぐ。
- 2 保護者負担金については、合併時に渋川市の保育料徴収基準表の例による。
ただし、合併後 5 年以内に保育料平均額を国の基準の概ね 6 0 % に統一する。

協議項目24-16「建設関係事業の取扱い」

協議項目24-16「建設関係事業の取扱い」について、次のとおり定める。

平成 1 6 年 4 月 2 8 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

「建設関係事業の取扱い」

- 1 市町村道等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において認定番号等の調整を行う。
- 2 道路占用料については、道路法等の規定に準拠し、合併時に統一する。
- 3 公共物使用料及び生産物採取料については、合併時に統一する。
- 4 道路整備に関する用地取得費については、渋川市の例による。
- 5 市町村営住宅、特定公共賃貸住宅及び再開発住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

協議項目24-17「都市計画の取扱い」

協議項目24-17「都市計画の取扱い」について、次のとおり定める。

平成 1 6 年 4 月 2 8 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

「都市計画の取扱い」

- 1 都市計画区域、区域区分及び地域地区等の都市計画については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整する。
- 2 現在施行中の都市計画事業については、新市において引き続き推進する。
- 3 宅地開発指導については、合併時に新たな要綱を制定し統一する。

5 その他

(1) 次回会議の協議項目について

協議項目 9 地域審議会の取扱いに関する事

合併特例法に規定された地域審議会を設置するか否か、設置する場合は、その組織、設置期間等を協議会で協議することになります。

協議項目 16 一部事務組合等の取扱いに関する事

合併が行われた場合は、市町村の法人格が、編入する市町村以外は消滅するため、広域消防、医療、交通災害共済事務などの広域行政事務について、その取扱いを協議会で協議することになります。

協議項目24-14 農林水産関係事業の取扱い

農林水産に関係する事業の取扱いについて協議します。

協議項目24-15 商工・観光関係事業の取扱い

商業振興事業や観光事業等について協議します。

協議項目24-18 上水道等の取扱い

水道料金など上水道の取扱いについて協議します。

協議項目24-19 公共下水道等の取扱い

使用料など公共下水道等の取扱いについて協議します。

協議項目24-20 学校教育の取扱い

幼稚園、小中学校や給食等について協議します。

協議項目24-21 社会教育の取扱い

成人式や関係団体等の取扱いについて協議します。

協議項目24-22 その他の事業の取扱い

他に含まれない事業の取扱いについて協議します。

(2) 次回会議日程について

日 時 平成16年5月27日(木) 午後2時～

場 所 渋川市民会館 小ホール